

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	
3. 市区町村名	さいたま市	
4. 届出番号	15	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	おおむね児童扶養手当法第1条に定める「父又は母と生計を同じくしていない児童」に該当する者又はその保護者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月25日	
8. 保護評価の実施の有無	2:無	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 さいたま市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第180号)による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		さいたま市個人番号の利用に関する条例別表第一 第5の項 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第180号)による医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第180号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、「母子家庭等及び寡婦」の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、「その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図る」ことを目的とする。	この条例は、「ひとり親家庭等」に対し、医療費の一部を支給することにより、「ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援」し、もって「ひとり親家庭等の福祉の増進を図る」ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成13年さいたま市条例第180号)さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(平成13年さいたま市規則第123号)